

## 社会福祉審議会の概要について

### ■社会福祉審議会とは

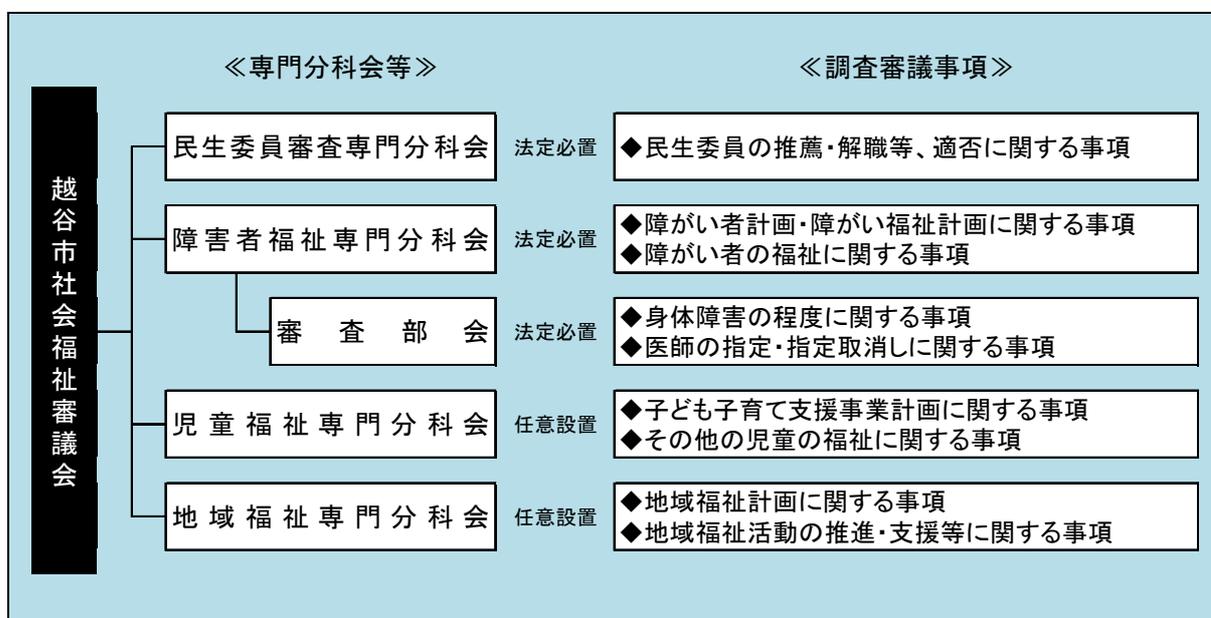
社会福祉審議会は、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関で、法令に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市に設置が義務付けられています。

#### 【根拠法】

- ・社会福祉法第7条第1項及び第12条第1項
- ・子ども・子育て支援法第72条第1項
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条

### ■社会福祉審議会の構成と役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の分科会や部会で構成され、通常は、各分科会等において、調査・審議が執り行われることになります。

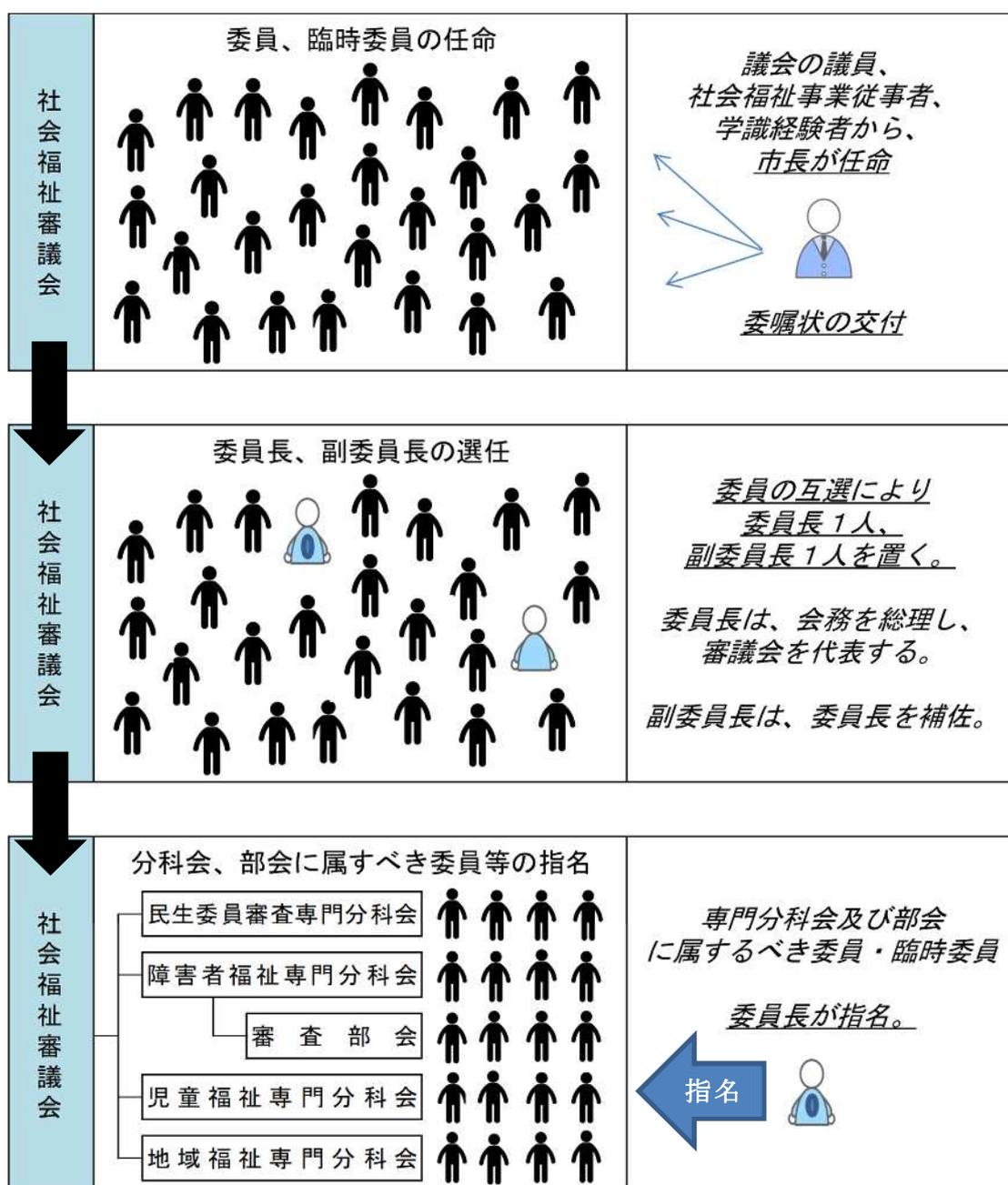


## ■ 審議会の委員及び臨時委員

越谷市社会福祉審議会は、50人以内の委員で構成され、すべての委員がいずれかの専門分科会の委員となります。委員の中には複数の専門分科会委員を兼ねる方もいます。また、特別の事項を調査審議するため、50人には含まれない臨時委員を置くことができます。

委員及び臨時委員は、議会の議員、社会福祉事業従事者、学識経験者（公募含む）のうちから、市長が任命することになります。

なお、本市では、臨時委員の運用において障害者福祉専門分科会審査部会で身体障害の程度などを審議に置いています。



※審査部会は、医師である委員及び臨時委員で構成。

■委員及び臨時委員の任期

委員：3年（再任可）

臨時委員：特別の事項に関する調査審議が終了するまで。

●委員任期は令和6年5月26日から令和9年5月25日

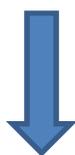
（臨時委員の任期は平成27年5月26日からとなっており、委嘱期限については、特に定めはありません）

■報酬等（R3.4月～）

審議会（専門分科会、審査部会を含む）に出席した場合は、本市の規程により報酬を支給します。

1）報酬（日額）

8,500円	委員及び臨時委員（但し、審査部会を除く。）
16,500円	審査部会の委員及び臨時委員



専門分科会等		報酬(日額)	開催回数	市・事務局
越谷市社会福祉審議会（全体会）	民生委員審査専門分科会	8,500円	約2~5回/年	福祉総務課
	障害者福祉専門分科会	8,500円	約2~5回/年	障害福祉課
	審査部会	16,500円	6回/年	障害福祉課
	児童福祉専門分科会	8,500円	約2~5回/年	子ども施策推進課
	地域福祉専門分科会	8,500円	約2~5回/年	地域共生推進課
→ 審議会(全体会)				福祉総務課

※公職者は公務として、会議に出席しているため報酬はありません。